



平成 20 年 11 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社アイディーユー
代表者名 代表取締役社長 池添 吉則
(コード番号：8922 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 岩 眞司
電話番号 (06) 6452 - 7771 (代表)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 11 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 20 年 11 月 27 日開催予定の第 9 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．定款変更の目的

- (1)当社の経営体制の一層の強化を図るため、取締役の員数を 8 名以内から 3 名以上に改めるものであります。
- (2)当社の事業年度は毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとしておりますが、これを毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに変更するものであり、筆頭株主となる予定の国際航業ホールディングス株式会社と決算期を統一し、業績開示の対象となる期間を一致させることにより、業務の効率性を向上させるとともに経営情報をより適時に開示し、経営の透明性の更なる向上を図るためであります。
また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。
- (3)その他、上記変更に伴う所要の改定を行うものであります。

2．定款変更の内容

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の 基準日は、毎年 8 月 31 日とする。	(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の 基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

現行定款	変更案
(決議の方法) 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。 (員数) 第 18 条 当会社の取締役は、<u>8</u> 名以内とする。 (事業年度) 第 39 条 当会社の事業年度は、毎年<u>9</u> 月 1 日から翌年<u>8</u> 月 3 1 日までの 1 年とする。 (期末配当および基準日) 第 40 条 当会社は、毎年<u>8</u> 月 3 1 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当<u>することができる。</u> (中間配当および基準日) 第 41 条 当会社は、毎年<u>2</u> 月末日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。 (新設)	(決議の方法) 第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した</u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。 (員数) 第 18 条 当会社の取締役は、<u>3</u> 名以上とする。 (事業年度) 第 39 条 当会社の事業年度は、毎年<u>4</u> 月 1 日から翌年<u>3</u> 月 3 1 日までの 1 年とする。 (期末配当および基準日) 第 40 条 当会社は、毎年<u>3</u> 月 3 1 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当<u>を行うことができる。</u> (中間配当および基準日) 第 41 条 当会社は、毎年<u>9</u> 月 <u>3 0</u> 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。 <u>附則</u> <u>第 39 条 (事業年度) の規定にかかわらず、平成 20 年 9 月 1 日から始まる第 10 期事業年度は、翌年 3 月 3 1 日までの 7 ヶ月間とする。</u> <u>第 41 条 (中間配当および基準日) の規定にかかわらず、平成 20 年 9 月 3 0 日を基準日とする中間配当は、行わないものとする。</u> <u>本附則は、第 10 期事業年度の経過後、これを削除する。</u>

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 11 月 27 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 20 年 11 月 27 日（木曜日）

以 上